

告示

埼玉県告示第九百三十号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり行う。

平成三十年八月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 試験の期日及び場所

試験期日	試験場所
平成三十年十一月十三日（火）	埼玉県さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一 埼玉県クリーニング会館

二 試験科目

- イ 衛生法規に関する知識
- ロ 公衆衛生に関する知識
- ハ 洗たく物の処理に関する知識及び技能

三 受験資格

次に掲げる者のいずれかに該当すること。

- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者
- ロ 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

四 受験手続

イ 提出書類

クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）第三条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

七千五百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 提出期間及び提出方法

(1) 持参の場合

平成三十年十月二日（火）

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後四時まで

(2) 郵送の場合

平成三十年九月二十五日（火）から十月二日（火）まで

埼玉県保健医療部保健医療政策課宛の簡易書留によること。なお、十月二日（火）までの消印のあるものに限る。

ニ 提出場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県保健医療部保健医療政策課 研修・国際協力・免許担当

五 合格発表の場所及び期間

イ 埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成三十年十二月二十日（木）午前十時から十二月二十一日（金）午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療部保健医療政策課ホームページ掲載

平成三十年十二月二十日（木）午前十時から平成三十一年一月二十一日（月）午後五時まで